

「けもの道」を「ハイウェイ」に ～インドネシア知的財産総局 (DGIP) への PPH 専門家派遣プロジェクト～

調整課審査企画室 審査企画班長 加藤 範久

抄録

JPOは特許審査ハイウェイ (PPH) のリード庁として35庁とPPHを行っているが、2013年6月から開始したインドネシア知的財産総局 (DGIP) とのPPHは、早期に審査がなされない状況であった。本稿は、DGIPでのPPHの審査実務の運用確立支援を目的として行ったPPH専門家派遣プロジェクトについて報告するものである。「けもの道」であったインドネシアとのPPHを「ハイウェイ」に変えていく取組を現場での臨場感も交えて記載する。

1. はじめに

「インドネシアに特許審査ハイウェイ (PPH) の申請を行って2年近く経つがまだ審査結果が来ない。」

2015年末頃から、このような声が複数の日本のユーザーから聞こえ出した。特技懇誌の読者の方であればご存知の方も多いただろうが、PPH (Patent Prosecution Highway) とは、第1庁での特許可能又は特許付与という肯定的な審査結果に基づいて第2庁での審査がハイウェイで行われる、つまり早期に審査されるという制度である。PPHの発案庁であるJPOは、文字通りPPHにおいて世界のリード庁であり、現在、35の外国庁とPPHを行っている。そのうちの一つがインドネシア知的財産総局 (DGIP) で、DGIPとは2013年6月1日にPPHを開始した。先の日本のユーザーからの声では、そのDGIPでPPH申請がされた出願の審査が進んでいないという事態が起きているようだ。まず、PPHの審査の状況を把握するために、PPHの担当である調整課審査企画室がDGIPを訪問したのが2016年4月。DGIPとの会議自体は数時間だったが、そこで明らかにされたのは衝撃の事実であった。

―数百件近くのPPH出願が審査されていない―
日本からのPPH申請は年間で200件前後。数百

件近くという数字は、PPHがほぼ審査されていないことを意味する。ここから、急遽、DGIPへのPPH運用改善プロジェクトが始まることになった。担当の課長補佐である筆者には、DGIPでPPH出願について早期審査が行われない原因を詳細に調査し、着実に早期審査が行われるように運用改善を提案し、それを定着させるという未だかつてないミッションが課せられた。PPHの「H」はハイウェイ (Highway) であることになぞらえて、ミッションのスローガンは、『「けもの道」を『ハイウェイ』に』。本稿は、2016年6月から9月まで合計3回のジャカルタ出張によるPPH専門家派遣プロジェクトの概要を報告するものである。

なお、本稿に記載した見解は、あくまで筆者個人のものであり、特許庁等の組織の見解ではないことを予め申し述べておく。

2. アセアンの大国 インドネシア

プロジェクトの話題に入る前に、インドネシアという国が日本企業にとっていかに重要であるかを説明しておきたい。

インドネシアは人口約2.5億人と日本の倍以上になる大国である。アセアンの中では最も多い人口とGDPを誇る。しかも、平均年齢が28歳と非常に若

く、将来の労働人口拡大が見込まれており、少子高齢化に悩む日本とは大違いである。このような将来性豊かな巨大市場には、当然、日本企業も有望視している。ここに興味深いデータが3つある。まず1つ目は、日系企業の海外への進出状況に関するデータ¹⁾である(図1、2)。2014年の国別日系企業(拠点)数において、インドネシアは、中国、米国、インドに次いで第4位に位置している。さらに、近年急増傾向にあり、2014年10月時点の日系企業(拠点)数1,766は前年比22.8%増となっている。

このデータから既に日本企業はインドネシアに進出し始めていることが分かる。では今後はどうだろ

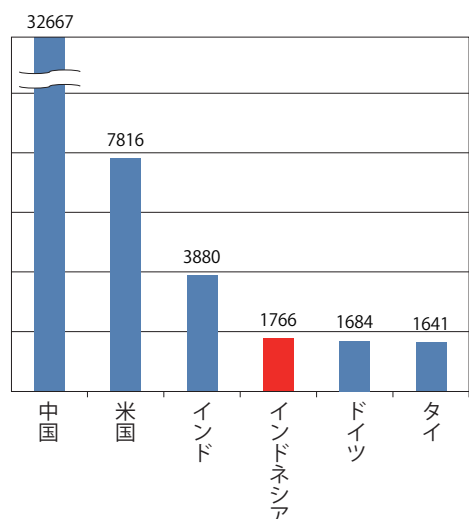


図1 国別日系企業(拠点)数(2014年)

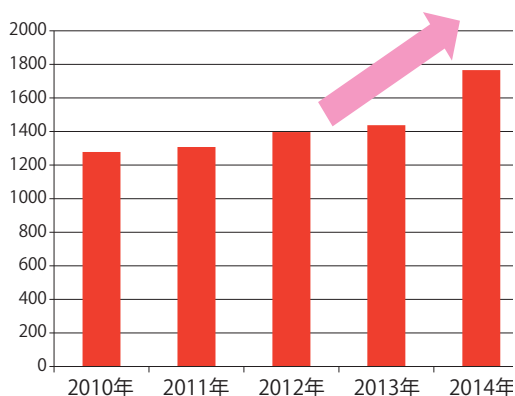


図2 インドネシアにおける日系企業(拠点)数の推移

うか。2つ目のデータ²⁾(図3、4)をご覧ください。国際協力銀行が実施した調査事業において、日本の製造業企業を対象にアンケートを行っている。このアンケート結果では、インドネシアは、中期的(今後3年程度)、長期的(今後10年程度)に見ても、日本の製造業企業が有望視する事業展開先としてインドに次いで第2位となっている。今後もインドネシアへの事業進出は続いていくことを意味している。

問 「中期的(今後3年程度)に有望と考える事業展開先国・地域名」を一企業5つまで記入してもらった。
※得票率(%) = 当該国・地域の得票数 / 本設問への回答社数

順位	←	2014	国・地域名 (計)	回答社数(社)		得票率(%)	
				2015	2014	2015	2014
1	—	1	インド	175	229	40.4	45.9
2	—	2	インドネシア	168	228	38.8	45.7
3	↑	3	中国	168	218	38.8	43.7
4	—	4	タイ	133	176	30.7	35.3
5	—	5	ベトナム	119	155	27.5	31.1
6	—	6	メキシコ	102	101	23.6	20.2
7	↑	8	米国	72	66	16.6	13.2
8	↑	11	フィリピン	50	50	11.5	10.0
9	↓	7	ブラジル	48	83	11.1	16.6
10	—	10	ミャンマー	34	55	7.9	11.0
11	↑	12	マレーシア	27	46	6.2	9.2
12	↓	9	ロシア	24	60	5.5	12.0
13	↓	14	シンガポール	20	25	4.6	5.0
14	↓	13	トルコ	17	26	3.9	5.2
15	↑	15	韓国	17	20	3.9	4.0
16	↑	17	台湾	16	19	3.7	3.8
17	↑	15	カンボジア	14	20	3.2	4.0
18	↑	18	ドイツ	14	9	3.2	1.8
19	—	19	サウジアラビア	7	7	1.6	1.4
20	↑	25	バングラデシュ	6	6	1.4	1.2
21	↑	32	ラオス	6	3	1.4	0.6
22	↑	32	英国	6	3	1.4	0.6

(注1) 上に掲げた国以外に、北米(回答社数27社、得票率6.2%)、EU・欧州(回答社数15社、得票率3.5%)、東南アジア・ASEAN(回答社数8社、得票率1.8%)などがあった。
(注2) 同順位となった場合は、前回調査の順位及び英語表記を基準に列挙した。

図3 中期的(今後3年程度)有望事業展開先国・地域

順位	←	2014	国・地域名 (計)	回答社数(社)		得票率(%)	
				2015	2014	2015	2014
1	—	1	インド	165	207	54.8	55.6
2	—	2	インドネシア	109	163	36.2	43.8
3	—	3	中国	105	150	34.9	40.3
4	—	4	ベトナム	82	117	27.2	31.5
5	—	5	タイ	70	105	23.3	28.2
6	—	6	ブラジル	61	91	20.3	24.5
7	—	7	ミャンマー	57	70	18.9	18.8
8	↑	9	メキシコ	50	58	16.6	15.6
9	↑	10	米国	43	47	14.3	12.6
10	↓	8	ロシア	31	65	10.3	17.5

図4 長期的(今後10年程度)有望事業展開先国・地域

1) 「平成27年 海外在留邦人数調査統計」(外務省) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html

2) 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(国際協力銀行)
https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html

では、特許出願はどうだろうか。3つ目のデータ(図5)はインドネシアにおける特許出願状況を示したものである。日本からインドネシアへの特許出願は、2009年で862件であったものが、2014年では2,382件と3倍近く急増している。この2,382件という数字は、インドネシアへの出願全体8,023件の30%に相当し、インドネシアへの出願の国別では日本が第1位である。このように、インドネシアには、現在多くの日本企業が事業進出し始めており、その傾向は今後10年先も続きそうであり、さらに、特許出願件数も増加傾向にある。日本企業にとって、事業進出先としても、特許権取得先としても有望視されるのがこのインドネシアなのだということが分かる。

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特許 (内外国 出願)	4,540 (4,127)	5,188 (5,141)	5,838 (5,305)	6,762 (6,151)	7,450 (6,787)	8,023 (7,321)
【内日本から の出願】	862	1,115	1,202	1,286	2,114	2,382

図5 日本からインドネシアへの特許出願件数

3. インドネシアへのPPH専門家派遣プロジェクト

(1) ハイウェイでない? -現状調査

では、PPH専門家派遣プロジェクトの話に戻したい。一般に取組がうまく進んでいない場合、まず行うのは現状と原因の詳細な調査である。インドネシアとのPPHについても例外ではない。PPH(特許審査ハイウェイ)が実はハイウェイではなく、車が通れない「けもの道」かもしれない時に、どの程度、車が通れない状況なのか、車を通れなくしている原因は何かを調査することが、最初の作業になる。2016年6月20日から23日にかけての1回目のジャカルタ出張では、PPH出願の審査が滞っている現状とその原因を探る調査を行うことが目的だった。

出張1日目の午前中にDGIP関係者と会議を行ったのだが、その時にPPH出願の審査が進まない原因として、何度も彼らの発言に出てきたのは「タン

ゲランからの引っ越し」という言葉だった。DGIPは、以前はタンゲランというジャカルタから30kmほど離れた郊外の都市にあったが、2013年11月から2016年5月にかけてジャカルタに移転を行った。この移転によって、審査に必要な特許出願書類の所在確認が必要になっており、審査に時間を要しているというのが彼らの言い分だった。この時点で、まだ特許出願書類の一部はタンゲランに残っているというので、状況調査のため、出張2日目に、急遽、タンゲランに向かうことになった。

タンゲランのオフィスは、まさに廃墟で、数名のセキュリティだけが主のない建物を監視している状況だった。ジャカルタから随行したDGIP担当課長に案内されるがままた出願書類管理部署であった部屋に行くと、そこには多くの特許出願書類の包袋が雑然と置かれていた。全部で3,000件近くはあるという話だった。しかも、この中にPPH申請のあった特許出願もあるかもしれないとのこと。いずれ誰かがこの特許出願書類の山からPPH申請のあった案件を探すのであれば今やらない手はないということで、同行していたDGIPの職員と一緒に総勢6名でPPH案件の包袋探索をスタートした。限られた時間内にPPH案件の特許出願書類が見つかるかどうか分からない状況で、探索は混迷を極めたが、泥臭く足と手を動かして(まさに「けもの道」を補修しているイメージ)、数十件のPPH案件を見つけジャカルタのオフィスへ移送した。



図6 タンゲランオフィスでの特許出願書類

また、ジャカルタのオフィス内の書庫にも、引越して移送された特許出願書類が置かれていたため、可能な範囲でオフィスの中を見させてもらって、PPH案件の探索を行った。冗談のような本当の話なのだが、この書庫が、従前は不法移民を留置する留置場³⁾であったとのことで、窓は高い位置にあり環境は決して良くない場所での作業になった。蒸し暑いこの書庫での探索はまさに包袋の山とともに留置されている気分であった⁴⁾。留置場で、ひたすらPPH申請のあった特許出願書類を探し出す一非常に地味な作業ではあるが、ここで見つけた1件がインドネシアでの日本企業の早期の特許権取得に繋がると考えると、手を止めるわけにはいかない。ジャカルタオフィスにおいても、数十件のPPH案件の所在を確認できた。



図7 ジャカルタオフィス「留置場」での特許出願書類

この1回目のジャカルタ出張において、PPH案件の特許出願書類の探索を行い、JPOでの運用をベースにした実体審査の早期着手という運用フローを作成し提示した。これによって、今後も継続的にPPH案件が早期に着手されPPHの実効性が担保されるよう要請し、DGIPの担当局長の了解を得た。また、引き続き、JPOからPPH専門家を短期で派遣し、改善された運用のフォローアップや更なる改善提案を行うこととして、1回目の出張を終えたのだった。

(2) ハイウェイ建設のための道具

－ PPH管理用包袋の導入

1回目のジャカルタ出張では、現状と原因調査を行うことが主たる目的であったが、運用改善のための具体的な提案を行うべく事前にJPOから準備を行っていた。準備したものの中で最も効果のあったものが、図8に示すPPH管理用包袋である。この包袋は、PPH申請書等、当該案件にPPH申請がなされたことを理由に提出された付属書類を格納する封筒である。JPO内ではスーパー早期審査の申請があった特許出願書類を格納する包袋として利用されているものであるが、この包袋の在庫に余裕があったため、今般、DGIPに持参して活用することを提案した。

偶然にも、包袋の色がインドネシア国旗の色（赤と白）と一致していたこともあって、DGIP職員のウケも良く、すぐにPPH案件の管理のために活用されることになった。このような特別な包袋は、見分けが付きやすいという点で非常に効果がある。それまで、DGIPではPPH案件は通常の特許出願書類の包袋に無造作に手書きで「PPH」と小さく書かれるだけで、当該案件を包袋の山から探し出すことは容易ではなかった。このPPH管理用包袋を活用することによって、PPH案件の特許出願書類であることが一目瞭然になる。これによって、DGIP職員にPPH案件は特別な管理をしないといけないという意識付けがなされ、PPHはハイウェイなのだという意味が分かるようになった。些細なことではあるが、このPPH管理用包袋は、ハイウェイ建設のための重要な道具の一つになったのだった。



図8 PPH管理用包袋

3) インドネシア政府において、インドネシア知的財産総局 (DGIP) は、法務人権省の中に置かれており、DGIPのジャカルタオフィスの建物は、DGIPが移転してくる前は、法務人権省移民局が入っていたらしい。

4) さらに言えば、出張時はインドネシアではラマダン(断食月)中であり、イスラム教徒の多いDGIP職員は、日中、飲食を行っていないかった。筆者もできる限り日中の飲食は控えたが、暑さもあり、一切水も飲まないということはできなかった。

(3) ハイウェイ建設のための設計図 － PPHガイドライン (案) の作成

1回目のジャカルタ出張で判明したインドネシアでのPPHが「けもの道」である原因は主に2つであった。一つは「特許出願書類の管理不備」。もう一つは「DGIP職員のPPHに関する知識不足」。1回目の出張の最終日に総括ミーティングを行った際に、DGIPの担当局長からは、今回の調査で分かったこと、及び、改善提案をレポートの形でまとめて送って欲しいとの要請を受けた。日本に帰国後、英文で13ページに渡るレポートを作成しDGIPに送付したわけだが、そのレポートで特に強調して記載したのが、上記2つの問題点だった。これらの点は、実はDGIP側もしっかりと認識しており、問題だとは分かっているながらも放置されているのが現状であった。レポートで、具体的に、特許出願書類の管理が徹底された運用スキームを規定した「PPHガイドライン」の作成を提案したところ、DGIPとのその後の協議の中でJPOとDGIPとで一緒に作成作業を行うことになった。通常は、庁内職員向けの内部マニュアルを他の庁の人間が入って作成するということはない。しかし、相手はインドネシア。少し強引にでも内部に入りこんで作業をしないとなかなか動かない。結局、JPOでドラフトを作成し、ドラフトに基づいて、再度ジャカルタで議論を行うということになった。

こうして、PPHガイドライン作成という2回目のジャカルタ出張が決まった。当方で作成した英文15ページのドラフトを手に、2016年8月3日に再度ジャカルタの地を踏んだ。

会議室で1日半、缶詰になってDGIPのPPH担当者とガイドラインの内容について議論をしながらPPHガイドラインを作成した。会議では、「その作業を行っているのはその部署ではない」とか「そのような目標設定は困難なため削除して欲しい」といった指摘を矢継ぎ早に受け、取り入れられる点は採用しながら、なんとかPPHガイドライン(案)をとりまとめた。

このPPHガイドライン(案)の重要なポイントは初めて期間管理目標を設定したことである。DGIP内での期間管理目標は以下の2つになった。

①方式担当部署はPPH申請があってから6月以内



図9 PPHガイドライン作成会議の様子

に当該出願の特許出願書類とPPH申請書類とをセットにして実体審査部に届けること、及び、
②実体審査部は書類が届けられてから6月以内に最初の審査結果を通知すること

「特許出願書類の管理不備」が大きな課題であるDGIPにとっては、PPH申請がされるようになるべく早く特許出願書類を探し、実体審査部に届けることこそが重要であり(通常でも実体審査部に書類が届けられれば3月以内には最初の審査結果が出されている)、その点の期間目標を①のように設定した点の意義は大きいと考えている。

こうして、ハイウェイ建設に向けた設計図が完成した。

(4) ハイウェイ建設の始まり － PPHセミナーの開催

設計図が完成し、いよいよ設計図に基づいたハイウェイ建設が始まった。PPHガイドライン(案)をDGIP職員に周知しガイドラインで規定した運用を定着させていかなくてはならない。2016年8月31日から9月2日の日程で行った3回目のジャカルタ出張では、作成したPPHガイドライン(案)を関係するDGIP職員全員に周知するPPHセミナーを行った。PPH申請に関わるのは、審査官だけではなく、方式審査担当者、包袋管理担当者、IT担当者と多岐に渡るため、総勢100名近くのDGIP職員に対して、PPHの制度概要からDGIP内での細かな書類管



図10 PPHセミナー（DGIP職員向け）終了後



図11 PPHセミナー（現地代理人向け）の様子

理の運用まで、ガイドライン（案）で規定した内容を事細かに説明した。

一方、PPH申請を含めた出願手続を代理するインドネシアの弁理士（現地ではIPコンサルタントと言う）にもPPHに関する周知が必要というDGIP側からの要望を受けて、弁理士向けのセミナーも行った。主に、日本人出願人の代理経験のある弁理士を対象としたため、多くの弁理士はPPHを理解しているようであったが、「通常型PPHとPCT－PPHの違いは何か」と言った初歩的な質問もあり、インドネシアでのPPHが開始されて3年が経っても依然として、現地代理人への更なる啓発が必要であるように感じた。

こうして、DGIP職員と現地代理人というインドネシアでのPPHに関係する全ての者がPPHの制度、手続、さらには庁内の運用を理解することによって、今までは「けもの道」であったインドネシアでのPPHを「ハイウェイ」へと変えていく第一歩を踏み出すことができた。

(5) ハイウェイの走り方講習

－審査官へのPPH審査実務OJTの実施

本プロジェクトでの1回目の出張時に、DGIP審査官の代表者から要望されたことの一つが「いつかJPO審査官がDGIP審査官の席で付きっきりでPPH出願の審査をどのように行うのか指導して欲しい」

というものであった。この要望を受けて、3回目の出張時に、PPHセミナーを行った後の2日間、PPH審査実務のOJTを行った。JPOは筆者を含めて3名が講師となり、機械、電気、化学の3グループに分かれたDGIP審査官約50名を対象にPPH申請のあった実案件を用いてPPH審査の詳細について指導した。DGIP審査官の中には、これまでPPH審査の経験のない者やAIPN⁵⁾を利用したことがない者もいたため、実際の案件を使ってAIPNの画面を見せながらOJTを行えたことは非常に効果的であった。審査官の中には、その場で即座にAIPNの有用性を理解し、「いまずぐブックマークする。今後は必ず使うよ。」と言う者もいた。AIPNについては以前より外国庁に対してJPOから周知活動を行っているが、会議室でAIPNのプレゼンを行ってもなかなか現場の審査官までは浸透しない。外国庁の審査官の席で、その者のパソコンを使って、その者が担当する実案件を通じて、その有用性を示すことこそが（特に新興国には）効果的であると感じた。

こうして、DGIP審査官へのOJTを通じて、PPH出願についてJPOでの審査結果を確認した上で早期に審査結果を発出する審査の流れの理解が得られた。その中で、審査が円滑に行われないケースは、以下の2つに大別できることが分かった。

- ①日本での特許査定クレームの英訳の理解が容易ではなく、DGIPへの出願のクレームとの整合性が確認できないため、出願人に日本での特許査定ク

5) Advanced Industrial Property Network（高度産業財産ネットワーク）の略。海外の特許庁に対して、我が国特許庁における特許出願のサーチ及び審査に関する情報を利用可能とする。本ネットワークの提供により、海外の特許庁においては、審査書類（出願人が我が国特許庁に提出した明細書等の書類、及び、拒絶理由通知書等の特許出願の審査に係る書類等）を、機械翻訳により利用できる。

レームの正確な英訳を求めるケース。

- ②DGIPへの出願のクレームにインドネシア語訳不備に基づく記載不備があり記載要件を満たしていない旨の拒絶理由通知が発せられるケース。



図12 PPH審査実務OJTの様子

(6) 真のハイウェイへ—今後の取組—

ここまで記載した一連のプロジェクトでDGIPでのハイウェイ建設が完了し、早期審査を行う実務が確実に定着したかと言われればそうではない。今回、JPOからの協力を得て、DGIPは「けもの道」から「ハイウェイ」にするための第一歩を踏み出したに過ぎない。

ハイウェイとしての運用が着実に実行されてこそ、PPHの実効性が確保されることになる。今後も、DGIPには密に連絡を取り、ハイウェイの走行状況をチェックすると共に、定期的にDGIPにJPOから専門家を派遣して協力を継続していく予定である。「けもの道」が真の「ハイウェイ」になって、日本のユーザーから「最近、インドネシアのPPHの審査は早くなった」と言われるようになって初めて、本プロジェクトは完遂ということになる。

4. インドネシアでの審査を早くするためには

DGIPへのPPH専門家派遣プロジェクトを通じて、DGIPでの審査が滞る問題点を把握できたわけだが、

同時に、インドネシアでの審査を円滑に進めるために日本の出願人が取り得る方策についても情報収集することができた。本稿の最後に、DGIPからの審査結果を早く得るためのコツを記載しておきたい。

なお、以下のコツの一部は、DGIP審査官や方式審査担当者からのヒアリングに基づくものである。

(1) DGIPへの書類提出

○可能な限り、DGIPに書類（JPOの審査結果、日本で特許査定になったクレーム等）を提出する。

日インドネシア間のPPHでは、JPOが提供するAIPN（審査書類共有システム）でDGIPがJPOの審査書類を照会することができれば出願人は書類の提出を省略できることになっている⁶⁾。

しかし、DGIP審査官はAIPNに精通していない者もあり、また、AIPNに接続する際のDGIPのインターネット環境も必ずしも良好とは言えない。可能な限り、DGIP審査官の手間を軽減するためにも、PPH申請時に出願人から日本のオフィスアクションや日本で特許査定になったクレーム等の書類の提出を行えば、DGIP審査官はAIPNでの書類照会を行う必要がなくなり、早期に審査が行われることが期待できる。

○DGIPから審査結果が来ない場合は、DGIPへ提出した特許出願書類等を再度提出する。

PPH出願に限った話ではないが、先に記載したとおり、DGIPではオフィス移転に伴って特許出願書類の所在確認が困難な状況になっている。2015年以前に出願し、未だDGIPから審査結果が来ていない案件については、特許出願書類が審査官の手元に届いていない可能性がある。また、PPH申請をしてもその際に提出したPPH申請書類も同様に審査部に届けられていない可能性がある。よって、出願人から自発的に一度はDGIPに提出した特許出願書類やPPH申請書類を再度、提出すれば、DGIPで早期に審査が行われる可能性が高くなる。例えば、審査請求を行って3年以上審査結果が来ていない案件等は、是非、再度の書類提出を行って頂きたい。

6) 詳細は以下のウェブサイトからガイドラインを参照されたい。

https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

(2) 翻訳

○日本での特許査定クレームの英訳は、機械翻訳ではなく人手翻訳をして、DGIPに提出する。

上記(1)において、AIPNでJPOの審査書類の照会ができる場合でも書類を提出すればより審査が早くなる点について述べたが、さらに、日本での特許査定クレームの英訳を提出する際は、機械翻訳ではなく人手翻訳を行うこともDGIPでの審査円滑化には有効である。DGIP審査官へのOJTを通じて分かったことの一つに、翻訳の精度がある。日本の出願人は、PPH申請時に日本で特許査定されたクレームの英訳を提出しているのだが、その英訳の精度が十分ではないために、DGIPに出願されたインドネシア語のクレームと日本で特許査定されたクレームとの同一性が確認できずに審査が滞るという案件があった。翻訳の精度は、出願人が考える以上に、DGIP審査官が審査を行う上で重要な要素になっている。可能な限り、人手翻訳を行って日本での特許査定クレームの内容をDGIP審査官に分かりやすく伝えることが早期の特許権取得への近道になるであろう。

(3) クレームの書き方

○日本での特許査定クレームの英訳やDGIPへ出願するクレームでは、発明の特徴点を分かりやすく記載する。

クレームの書き方についてもDGIPでの審査を早くするコツがある。これはDGIP審査官が実際に述べていたことなのだが、日本出願人の出願のクレームは、例えば欧州出願人の出願のクレームと比較して分かりにくい傾向があるそうだ。その詳細を聞くと、欧州出願人のクレームは、クレームのうちどこが本願発明の特徴点なのかが分かりやすいのに対して、日本出願人のクレームは背景技術と本願発明の特徴点とが入り組んで記載されており、本願発明の把握に時間がかかるということだった。日本出願人も、通常は多くの出願で、クレーム内の段落を変える等して背景技術と本願発明の特徴点とが区別されるように記載されていると思う。しかし、日本での特許査定クレームを英訳した際、また、DGIPへ出願するためにクレームをインドネシア語に翻訳した際に、本願発明の特徴点が分かりづらくなっている可能性が

ある。その訳語においても、クレームのどこまでが背景技術で、どこからが本願発明の特徴点なのかが分かるように記載するよう留意していただきたい。そうすれば、DGIP審査官の本願発明の把握も早くなり、また、クレームの内容が不明瞭であったことによって生じた拒絶理由を解消することができる。

5. おわりに

本稿では、本年6月から9月まで行ったDGIPへのPPH専門家派遣プロジェクトの概要について報告した。また、本プロジェクトを通じて収集できたDGIPでの審査を円滑化する上での出願人が取り得る方策についても簡単に説明した。本稿が、JPOが行っている特許審査における国際協力の取組、さらには、インドネシアでの効果的な特許出願手法の理解の一助になれば幸いである。

なお、これまで本プロジェクトを行うにあたり、JICA長橋専門家、JETROシンガポール五十棲知的財産部長には、様々なご助力を頂いた。この場を借りて深くお礼申し上げたい。

また、本プロジェクトは、調整課審査企画室の柳澤室長のもと、天野審査企画第一係長を初めとした調整課審査企画室メンバーの大変な尽力と関係課室の協力を得て実現されたものであることを付記しておきたい。

PPHネットワークはさらに拡大を続けている。特に、新興国では、なかなかすぐに「ハイウェイ」を築けない国もあるだろう。今後も、本プロジェクトで培った知見に基づいて、引き続き、『『けもの道』を『ハイウェイ』に』のスローガンのもと、PPHの実効性確保に向けて、取り組んでいきたい。

profile

加藤 範久 (かとう のりひさ)

2003年4月	特許庁入庁(審査第一部自然資源)
2007年4月	審査官昇任
2008年7月	調整課企画調査班企画第二係長
2010年6月	総務課法規班法規係長、後に課長補佐
2011年10月	審査第一部アミューズメント 審査官
2012年7月	米国フォーダム大学ロースクール客員研究員
2014年7月	総務課特許情報室 特許情報企画調査班長
2016年1月	審査第一部アミューズメント 審査官
2016年4月より	現職(調整課審査企画室 審査企画班長)